

尾張旭市監査公表第3号

令和6年12月5日付け尾張旭市監査公表第29号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年12月24日付け6福第978号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年1月29日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

健康福祉部福祉課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
障がい児相談支援事業業務委託契約において、見積依頼者から徴取した見積書を採用し、同者と契約締結すべく伺いを起案したが、委託業務契約書案において誤った委託料の額を記載してしまい、そのまま決裁を得た上で、その誤った委託料額が記載された契約書を同者に交付し押印させていた。なお、同者押印後、市側において市長印を押印する際にこの誤りに気付いたため、双方の確認の下に、金額を訂正し、正しい委託料額で契約していた。 契約書の決裁に当たっては、あらかじめチェックポイントと実施者を明確にするなどして、確実にチェックを実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を行った。再発防止に向け、今後は契約書の契約金額や内容を含め、複数の者で、複数回確認し、チェック体制を強化する。
社会福祉法人との土地無償貸付契約において、契約締結の決裁を得た上で、契約書を2通作成し市側と相手側各自がその1通を保有していたが、いずれも市長印を押印していなかった。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を行った。再発防止に向け、今後は、担当者と上司で契約書に押印漏れがないか確認した上で、契約書を送付するよう事務を改める。
令和6年度医療的ケア児等支援者育成研修会等開催業務委託において、受託者に請書を提出させたが、業務内容について「別添仕様書のとおり」と記載があるものの、同書には仕様書が添付されていなかった。	指摘事項について、課内で周知徹底を行った。再発防止に向け、今後は契約書の作成時に仕様書等の添付書類の有無を担当者で確認し、仕様書等の添付漏れがないよう事務を改める。

た。 契約事務を適切に実施されたい。	
尾張旭市契約規則（昭和５３年尾張旭市規則第１９号。以下「契約規則」という。）第２８条第１項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。しかしながら、日常生活支援券事務委託業務の契約書には、同項第６号から第１２号までに掲げる事項（契約代金の支払又は受領の時期及び方法、権利義務の譲渡等の制限など）が記載されていなかった。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を行った。再発防止に向け、契約書作成時に契約規則で定められている契約事項が記載されているか確認し、不足していれば契約事項を追加したり、契約約款を添付し、適切な契約書を作成する。
物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成２５年尾張旭市規則第３号。以下「物品管理規則」という。）第２３条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和５年度は実施していなかった。また、物品管理規則第９条に規定する備品ラベルが付されていないものが散見された。 物品管理事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を行った。再発防止に向け、毎年、全ての物品の検査を実施し、備品ラベルが付されていない備品には備品ラベルを貼る。また、備品購入時には必ず備品ラベルを貼り、適切な物品管理を行う。なお、長年使用していない備品については、必要性を踏まえて処分を検討する。
「身体障害、知的障害及び精神障害等への総合相談」、「地域の相談支援事業所等の困難事例への支援」など９項目を業務の内容とする「障がい者基幹相談支援センター運営業務」を、ある特定非営利活動法人（以下「Ｄ法人」という。）と委託契約を締結の上、実施している。同契約は契約規則第２５条で規定する随意契約の限度額を超えていたが、Ｄ法人が「平成２６年度に実施した委託事業者の公募に唯一応募し、プロポーザル審査により選定された事業者であり、開所以来委託事業を適切に行うなど、本市における障害者の状況や関係事業者等の資源を熟知しており、上記事業を実施できる事業者は他に存在しない」ことから、その性質又は目的が競争入札に適しない契約（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第	近隣の自治体等に、契約状況を確認するとともに、契約内容を踏まえて一者での随意契約が適切かどうか検討し、必要に応じて契約方法の見直しを行う。

2号) であるとして随意契約とするものとし、かつ、見積徴取をD法人一者からのみとしていた。 この点、D法人を委託業者として選定したプロポーザル実施が10年も以前である平成26年であり、「公募に唯一応募し、プロポーザル審査により選定された事業者であり、開所以来委託事業を適切に行っていることのみをもって、現時点で「事業を実施できる事業者は他に存在しない」とまではいい切れないと考えられる。 よって、同業務について、D法人との一者での随意契約をするのが適当であるかどうか、今一度、詳細に検討の上、適当でないなら契約方法を見直されたい。	
本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、令和6年度尾張旭市障がい者基幹相談支援センター運營業務委託及び令和6年度尾張旭市手話奉仕員養成講座開催事業委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。 ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を行った。再発防止に向け、随意契約ガイドラインを一人一人が確認し事務を進める。併せて業務委託の契約伺いに「契約後に総務課へ随意契約の公表用資料を送付する」旨を記載するなどし、事務処理漏れがないようにする。 なお、令和6年度に公表が行われていなかった随意契約については、総務課へ公表用資料を送付し、ホームページに掲載した。
令和6年度日常生活支援券事務委託業務において、尾張旭市工事等検査実施要領（平成15年尾張旭市要綱等）第20条に定める検査結果の通知がされていなかった。 検査事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を行い、令和6年11月4日付けで相手方に検査結果を通知した。再発防止に向け、尾張旭市工事等検査実施要領を一人一人が確認するとともに、上司がチェックし、検査事務を適切に行う。